

基本的な考え方

社会的養護が子どもに対して提供すべき支援を整理すると、以下の二つの機能となる。

①子どもの育ちを保障するための養育機能

- ・基本的にはどの子どもも必ず必要とする生活支援・自立支援の機能であり、すべての子どもに保障されるべきもの。
- ・家庭的な養育環境の中で、年齢に応じて子どもの自己決定権を尊重しつつ提供することが必要。



②適切な養育が提供されなかつたこと等により、受けた傷を回復する心理的ケア等

- ・様々な背景の下で、適切な養育が受けられなかつたこと等により子どもが心身に受けたダメージを癒す機能や、障害等による様々な課題に対して必要な専門的ケアを行う機能。
- ・近年の虐待等の増加によりこのようなニーズへの対応は、ますます必要性が増加している。



- ①と②の機能は、密接に関連することから、①を基本としつつ、②を個々の子どもの状況に応じて適切に組み合わせながら、一体的に提供する必要がある。
- その提供に当たっては、子どもの状況に応じた専門性が必要となる。